

これだけは押さえておきたい 「相続に関する民法の大改正」

社会生活が変化する中で民法の見直しが進められてきました。相続に関しても、配偶者の保護の強化、遺言書作成方法の変更など重要な点がいくつか改正され、注意を要します。

今回の相続法改正のうち重要な8つのポイントについて解説し、最後に相続の基礎的な事項をまとめました。この解説が皆様のお役に立てれば幸いです。

弁護士法人 小寺・松田法律事務所
弁護士 小寺 正史



■改正のポイント

1 配偶者の居住権を保護

①配偶者短期居住権の新設

遺産である建物に無償で居住していた場合、配偶者に建物の使用権を新設。

②配偶者居住権の新設

配偶者に居住建物を使用できる権利及び、遺産分割において配偶者居住権を取得できる権利を新設。

2 配偶者への居住用不動産の贈与等の優遇

婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等について、遺産分割で優遇する改正。

3 遺産分割前の預金等の払戻し

生活費や葬儀費の支払等のために、遺産分割前でも預金の払戻しが受けられる改正。

4 相続人以外の者の貢献を考慮

相続人以外の被相続人の親族が、療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭請求を

することができる制度を創設。

5 遺言制度に関する見直し

①自筆証書遺言の方式の緩和

財産目録を、パソコン等でもよいと改正。

②遺言執行者の権限の明確化

③自筆証書遺言を法務局での保管制度の新設

6 遺留分制度の見直し

著しく不公平な遺言等がなされた場合に、遺留分という権利に基づいて、多く受領した者に請求することができます。この請求について改正。

7 相続の効力等に関する見直し

遺言によって法定相続分を超える財産を承継した場合、第三者に対しては相続登記が必要と改正。

8 遺産分割前に遺産を処分された場合の対応策

遺産分割前に遺産を処分された場合、この財産を含めて遺産分割することができる改正。

■改正法の施行日

改正法の適用時期は次のとおりです。ご注意ください。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 上記1 | 2020年4月1日以降に相続開始があった場合に適用 |
| 上記3 | 既に相続開始がある場合にも適用 |
| 上記4-① | 2019年1月13日以降に相続開始があった場合に適用 |
| 上記4-③ | 2020年7月10日から開始 |
| 上記以外 | 2019年7月1日以降に相続開始があった場合に適用 |

配偶者の居住権を 保護するための方策



弁護士 細谷 祐輔

1 はじめに

これまで、相続が開始した場合、亡くなった方(被相続人)の配偶者が建物に居住する権利が十分に保護されてきませんでした。そこで、配偶者が建物に居住する権利を保護するための法改正が行われました。

今回の改正によって①比較的短期間を想定して配偶者の居住を保護するための権利(配偶者短期居住権)と②終身または①と比べて長期間、配偶者の居住を認める権利(配偶者居住権)が認められました。

2 配偶者短期居住権

配偶者が相続開始の時に、遺産である建物に住んでいたことを条件として、被相続人の意思に関わらず、短期間ではありますが建物に住み続けることができるようになりました。

まず、①相続人間の遺産分割協議によって、どの相続人が建物を相続するか決まるまでの間、または相続開始の時から6か月のいずれか長い期間が経過するまで、配偶者は無償で建物に住むことができます。

次に、②相続人以外の第三者が相続した場合等、①以外の場合、建物の所有者はいつでも配偶者に住み続けられないよう申し入れをすることができますが、配偶者は申し入れを受けた日から6か月を経過するまでの間は、引き続き無償で建物に住むことができます。

このように、法改正によって、配偶者は被相続人の死後も常に最低6か月間は引き続き建物に住むことができるようになりました。

3 配偶者居住権

配偶者短期居住権は、被相続人の意思に反しても当然に配偶者に認められますが、比較的短期間の居住に限られます。

そこで、改正法では、相続人間の遺産分割協議や被相続人の遺言によって、終身又は一定期間、配偶者が建物に住み続けることができる権利(配偶者居住権)を設定できるようになりました。

これまでは上図のように配偶者が建物に住み続けるために自宅の土地と建物の両方を相続しなければならず、自分の相続分を土地と建物で充たしてしまい、預金等、他の遺産を相続できなくなることがありました。その結果、住む場所は確保できていても将来の生活資金に不安が生じるケースもみられました。

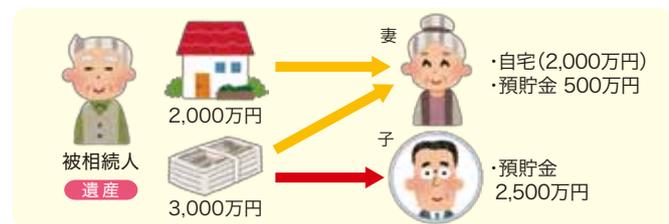
しかし、自宅の土地と建物そのものを相続するのではなく、より価値の低い配偶者居住権を配偶者に取得させることによって、建物に住み続けたいうえで、預金等の遺産も相続できる可能性が高まります。これが配偶者居住権を認めるメリットと言われています。

なお、配偶者居住権の評価額は、設定する居住権の長さによって異なります。設定する配偶者居住権の期間が長いほど評価額は高額となります。

●現行制度

配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

事例 相続人が妻及び子、遺産が自宅(2,000万円)及び預貯金(3,000万円)だった場合
妻と子の相続分=1:1(妻:2,500万円、子:2,500万円)



●改正によるメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる

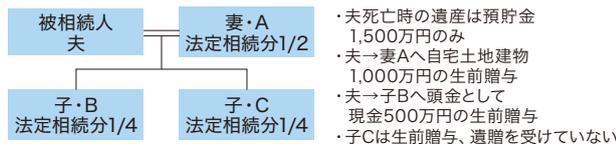


居住用不動産の生前贈与・遺贈に関する配偶者保護のための方策



岩見沢事務所長 弁護士 小野田 充宏

相続人は妻Aと子B・Cの3人だけ、遺産は預貯金1500万円だけであったが、被相続人は、妻に自宅土地建物(評価額1000万円)を生前贈与し、子Bにはマイホームを新築する際に頭金の500万円を生前贈与していた、という例で説明します。



I 原則的な取り分の算定方法

ある相続人に対して被相続人から生前贈与や遺贈(これらを合わせて「特別受益」といいます。)がなされている場合には、原則として、特別受益を「遺産の先渡し」として取り扱った上で、遺産分割における各相続人の取り分を算定することになっています。



- ①みなし相続財産からの取り分は…
妻A: 3000万円×1/2=1500万円
子B: 3000万円×1/4=750万円
子C: 3000万円×1/4=750万円
- ②先取り分を控除した預貯金からの取り分は…
妻A: 1500万円-1000万円=500万円
子B: 750万円-500万円=250万円
子C: 750万円
- ③各相続人の実質的な取り分は…
妻A: 自宅土地建物1000万円+預貯金500万円=1500万円
子B: 現金(頭金)500万円+預貯金250万円=750万円
子C: 預貯金750万円

①妻Aや子Bへ生前贈与された財産も遺産に含まれると考える(みなし相続財産)、②妻Aや子Bはその遺産を先取りしているものとみて、実際の遺産である預貯金からの取り分を算定します。特別受益を含めた実質的な取り分は③のとおりとなりますが、子Bと子Cの実質的な取り分が同額となっていることから明らかとなり、このような算定方法が一般的には公平な結果をもたらすと考えられています。

II 持戻し免除の意思表示があった場合の算定方法

しかし、被相続人には「この相続人に対する生前贈与や遺贈についてはIのような計算をせず、その相続人に特別受益の

分だけ多く取得させる」という意思表示(「持戻し免除の意思表示」といいます。)をすることが認められています。被相続人が妻Aへの生前贈与について持戻し免除の意思表示をしていた(子Bへの生前贈与については持戻し免除の意思表示はしていなかった)場合には、取り分は次のように計算されます。



※自宅土地建物1000万円は妻Aが遺産とは別枠で取得

- ①みなし相続財産からの取り分は…
妻A: 2000万円×1/2=1000万円
子B: 2000万円×1/4=500万円
子C: 2000万円×1/4=500万円
- ②先取り分を控除した預貯金からの取り分は…
妻A: 1000万円
子B: 500万円-500万円=0万円
子C: 500万円
- ③各相続人の実質的な取り分は…
妻A: 自宅土地建物1000万円+預貯金1000万円=2000万円
子B: 現金(頭金)500万円=500万円
子C: 預貯金500万円

妻Aへの生前贈与は遺産の先取りではなく、遺産とは別枠でもらったものとして計算する結果、妻Aの実質的な取り分は上記Iの場合に比べて500万円増加します。

III 改正法の内容

上記IIのような計算がなされるのは、被相続人が「持戻し免除の意思表示」をしている場合だけでした。しかし、そのような意思表示を残しているケースは多くはありません。

しかし、夫婦として長期間生活を共にしてきた夫が妻に自宅を生前贈与したり、遺贈する場合、夫は「妻Aには自宅土地建物を遺産とは別枠で取得させ、預貯金からの取り分は減らさない(つまり、持戻しを免除する)」と考えているのが通常でしょう。夫の意思は、自分の死後も妻が住むところに困らず、生活費の心配もないようにするというものだったと考えるのが自然です。

そこで、今回の改正相続法では、婚姻期間が20年以上である夫婦において、一方が他方に居住用不動産(配偶者居住権を含みます。)を生前贈与または遺贈した場合は、原則としてその生前贈与または遺贈について「持戻し免除の意思表示」があったものと扱われることになりました。被相続人が「持戻し免除の意思表示」をしていなかった場合でも、上記IIのとおり、妻Aの実質的な取り分が増えることになったのです。

遺産分割前でも、預貯金の払い戻しが出来る制度が出来ました。

弁護士 日和 優人



これまでの制度では、亡くなった方の預貯金は、相続人全員での遺産分割協議が成立するまでの間、相続人が単独で預金の払い戻しを受けることは出来ませんでした。しかし、これでは相続人の生活費や被相続人の葬儀費用など、当座の支払いが困難になってしまいます。

そこで、今回の法改正により、遺産分割前の預金の払い戻しについて、①裁判所の関与なしに払い戻しを受ける方法と②裁判所の判断に基づいて払い戻しを受ける方法が設けられました。

①裁判所の関与なしに払い戻しを受ける方法

相続人は直接金融機関に仮払いを求めることが出来るようになりました。ただし、その金額には上限があり、「預貯金額×1/3×その人の法定相続分」(ただし、同一の金融機関に対しては法務省令で定める額(150万円)が上限)となります。

②裁判所の判断に基づいて払い戻しを受ける方法

従前の制度でも、相続人は裁判所に対して預金の仮分割の仮処分の申立てをして、預金の払い戻しを受けることが出来ましたが、その要件は「急迫の危険の防止の必要がある場合」とされていました。

改正法では、この要件を緩和して、生活費の支弁等の事情により相続預金の仮払いの必要性が認められ、かつ、他の共同相続人の利益を害しない場合は、預金の全部又は一部の払い戻しを受けることが出来るようになりました。この方法では、上限の定めはなく、家庭裁判所が認めた金額の払い戻しを受けることが出来ます。

なお、上記①②の施行日はいずれも令和元年7月1日ですが、それ以前に開始した相続についても利用可能です。

相続人以外の人にも、介護などで貢献した人には請求権が認められることになりました。

弁護士 角 大祐



●いままでの寄与分とは

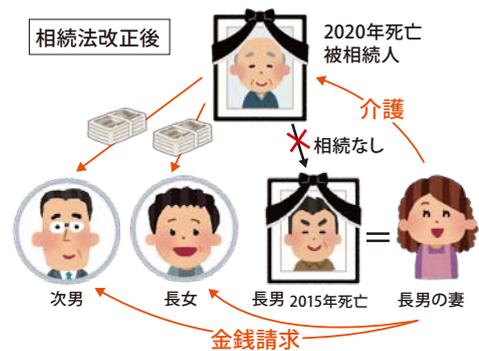
寄与分とは、被相続人の財産の維持や増加に特別の寄与をした相続人がいる場合、その寄与を考慮して相続分を決める制度です。

従前、寄与分は、相続人にしか認められていませんでした。そのため、相続人である長男の妻が無償で被相続人の介護等を行ったことで被相続人の財産の維持や増加に寄与した場合には、長男の妻には寄与分が認められないため、長男の妻の寄与を長男の寄与分として考慮するなどして対処していました。しかし、このような扱いにも限界があり、不平等な結果となるケースがありました。

●新しく特別の寄与の制度の創設

相続法の改正では、無償で被相続人の介護などを行い、被相続人の財産の維持や増加に特別の寄与をした長男の妻などの相続人でない親族(特別寄与者)は、直接、相続人に対して金銭

(特別寄与料)を請求できることとされました。



●特別寄与料の請求方法

特別寄与料の支払方法や金額等は、原則として、特別寄与者と相続人との協議にて決定されますが、協議で定められない場合には、家庭裁判所に審判申し立てを行うこともできます。もっとも、家庭裁判所に審判を申し立てることができる期間は、相続の開始及び相続人を知った時から6ヶ月以内または相続開始の時から1年以内に限られるため注意が必要です。

遺言制度がより簡便に、 使いやすくなりました。



弁護士 大塚 智子



弁護士 横井 千穂

1 自筆証書遺言の方式緩和(2019年1月13日施行)

自筆証書遺言とは、遺言者(遺言をする人)が遺言書の全文、日付及び氏名を自署し、これに押印する方法で作成される遺言です。

相続法改正前は、自筆証書遺言を作成する際、遺言者が遺言書の全文を自署する必要がありました。財産目録も全文自署しなければならないため、遺言者の負担が重いものとなっていました。

そこで改正法では、自筆証書遺言作成の負担を軽くするため、財産目録については手書きで作成する必要がないとしました。これにより、パソコンで財産目録を作成したり、登記事項証明書や預貯金通帳のコピーを添付したりすることができるようになりました。

なお、この場合でも遺言書の本文など財産目録以外は自署する必要があること、財産目録の各頁に署名押印をする必要があることなどには注意が必要です。

2 遺言執行者の権限の明確化等

遺言執行者とは、遺言の内容を実現する人です。遺言執行者は、遺言者が遺言で指定することが多いようです。

これまでは、法律上、遺言執行者の法的地位が明確ではなく、遺言者の意思と相続人の利益とが対立するときには、遺言執行者と相続人との間でトラブルが生じることがありました。

また、遺言執行者の権限の内容は、遺言の内容により決まることとなりますが、遺言の記載内容からだけでは、遺言者が遺言執行者にどこまでの権限を与える趣旨であったのか必ずしも明確でない場合も多く、そのために遺言執行者の権限の内容をめぐって争いが生じる場合がありました。

そこで今回の相続法改正では、遺言執行者の法

的地位や権限を明確にするための改正が行われました。例えば、特定の不動産を長男に相続させる旨の遺言がなされた場合には、遺言執行者が、長男が対抗要件(不動産の場合は登記)を備える為に必要な行為をすることができます。また、X銀行の預金を長女に相続させる旨の遺言がなされた場合には、遺言執行者が、長女が対抗要件を備えるための行為のほか、預金の払戻しの請求や解約の申入れをすることができる旨が定められています。

3 自筆証書遺言の保管制度(2020年7月10日施行)

自筆証書遺言は、先ほど説明したとおり遺言者自らが作成するため、公正証書遺言と比べ、費用をかけずに作成ができ、書き換えも自由に行えるなどのメリットがあります。一方で、これまで遺言書の紛失や、相続人等により隠匿・変造される恐れなどのデメリットが指摘されていました。

そこで、これらのデメリットを解消するため、自筆証書遺言を法務局において保管する制度が新設されました。具体的には、自筆証書遺言を作成した遺言者は、法務大臣の指定する法務局(遺言書保管所)に自ら出頭し、遺言書の保管を申請するものです。遺言者の死亡後、相続人や受遺者らは、全国にある遺言書保管所において、遺言書が保管されているかどうかを確認したり、遺言書の写しの交付を請求することや、遺言書を保管している遺言書保管所において、遺言書を閲覧することができます。

ただし、遺言者の死亡に伴い、自動的に遺言書保管所から相続人や受遺者らに対して遺言書の存在が通知されるわけではありません。その点は注意(遺言書が保管されていることを誰かに伝えておくなど)が必要です。

遺留分制度の改正、2つのポイント

弁護士 橋田 幸典



遺留分とは

遺留分とは、相続人に法律上保障された最低限の相続財産の取り分のことです。この場合の相続人とは、配偶者、子、直系尊属（父母）に限られます。

各自の遺留分は、直系尊属のみが相続人の場合は、自己の法定相続分に1/3をかけた金額。それ以外の場合は、自己の法定相続分に1/2をかけた金額です。

例えば、被相続人Aに、相続人として妻B、長男C、二男Dの3名がいた場合、それぞれの法定相続分は、Bが1/2、CとDが1/4ずつとなりますので、それぞれの遺留分は、これらに1/2をかけて、Bが1/4、CとDが1/8ずつとなります。

遺留分の金銭債権化（「減殺請求」から「侵害額請求」へ）

例1：X社の代表取締役であるAには、相続人として妻、長男Cがいた。Aは死亡直前に、Aが保有するX社の株式と不動産を、X社の後継者である長男Cに贈与した。Aの死亡時、他に見るべき財産、債務はなかった。

改正前の民法では、遺留分権利者は、遺留分減殺請求により被相続人がした贈与・遺贈の効果を遺留分の範囲で否定し、財産等を自己のものとすることができました。例1で妻Bが長男Cに対し、遺留分減殺請求権を行使した場合、Cが贈与で取得した株式・不動産は、遺留分侵害の限度で当然にBに帰属することになり、BとCの共有となっていました。

しかし今回の改正法では、遺留分権利者は、遺留分侵害額相当の「金銭」支払請求のみができることになりました。したがって、設例の生前贈与によって株式、不動産の長男Cへの承継が確定することになり、遺留分請求による事後的な持分変更、共有化を招くことはなくなりました。

他方で、遺留分の権利内容が金銭債権のみとなったことで、Cとしては、遺留分侵害額請求を受けた場合、Bに支払う資金をいかに調達するかが問題となります。そこで、対象財産取得者の請求により、裁判所は、侵害額請求債務（Bに対する金銭の支払）について相当の期限を与えることが可能になりました。

遺留分算定基礎財産に算入される「特別受益」の時間的範囲

例2：Aには、相続人として長男B、二男C、三男Dがいた。

●Aは、死亡の12年前に、中央区の土地（相続時1億5000万円）をBに贈与した。

●Aは、死亡の8年前に、豊平区の土地（相続時1億円）をBに贈与した。

●Aは、遺言で、A名義の預金（相続時5000万円）をCに相続させた。

●Aは、親不孝者のDには、何も残さなかった。

Aの死亡時、他に見るべき財産、債務はなかった。Dはどのような主張が可能か。

遺留分算定の基礎となる財産は、「相続時の遺産」＋「生前贈与（原則として相続前1年以内）された財産」＋「特別受益（生計の資本等としての相続人への贈与）にあたる財産」－「負債」という計算式に算定されます。

改正前の民法では、基礎財産に算入される特別受益は、特段の事情がない限り、期間制限はありませんでした。したがって、例2において、遺留分算定の基礎財産は、「中央区の土地」＋「豊平区の土地」＋「預金」＝3億円となります。

この場合、B、C、Dの遺留分は、それぞれ3億円×1/2×1/3＝5000万円となるため、Dは自己の遺留分（5000万円）の限度で預金を相続したCに対しては遺留分減殺請求ができませんが、Bに対しては5000万円分について遺留分減殺請求ができ、贈与の減殺は、新しい贈与から順にするというルールにより、1億円の豊平区の土地の持分1/2を取得することになります。

他方、改正法では、遺留分算定の基礎財産に算入される「特別受益」は、原則として相続開始前10年以内に贈与されたものに限定されました。したがって、例2において、12年前の中央区の土地の贈与は含まれず、基礎財産は「豊平区の土地」＋「預金」＝1億5000万円となります。そうすると、Dの遺留分は、1億5000万円×1/6＝2500万円となるため、Cに対し、2500万円の遺留分侵害額請求ができるにとどまります。

このような期間制限により遺留分紛争の早期解決、予防といった効果が期待できます。

相続の効力が見直されました。

弁護士 熊谷 建吾



改正前は、遺言等により法定相続分を超過して遺産を取得した相続人は、この超過部分について第三者に権利主張するためには、登記等の対抗要件は不要とされてきました。今般の改正により、これが必要となりました。なお、自己の法定相続分について権利主張するためには、改正の前後を問わず対抗要件は不要です。

たとえば、被相続人の相続人が子AとBの2名、遺産が土地1筆というケースを想定してみます。AとBの法定相続分はそれぞれ2分の1となります。被相続人が「土地をAに相続させる」旨の遺言をした場合、Bに債権を有しているCは、「Bは法定相続分に従って土地の持分2分の1を有している」と主張して、持分2分の1に対する差押え等ができるでしょうか？

改正前の相続法では、Aは遺言に従って土地の相続登記をしていなくても、土地全部について自分の所有であると権利を主張できました。したがって、Cは差押えをすることができませんでした。しかし、改正後では、Aは土地について相続登記をし

なければ自らの法定相続分である2分の1の範囲でしか権利を主張できません。CはBの持分2分の1につき差押え等ができることとなりました。

また、Aが相続登記をする前に、Bが土地の持分2分の1を相続して所有していると、これをDに譲渡する場合はどうでしょう。この場合Aが相続登記していれば、DはBから所有権移転登記を受けることができません。しかし、Aが相続登記をしていなければ、DはBから持分2分の1の移転登記を受けることができます。この場合、先に登記を備えたDが優先します。

このように、相続法改正後においては、遺言等によって法定相続分を超える遺産を取得することとなった場合は、速やかに登記等の手続を終えることが必要となりますので、ご注意ください。



遺産の分割前に、財産が処分された場合の遺産の範囲

弁護士 堀岡 和正



意外かもしれませんが、遺産分割の対象となる遺産は、被相続人が亡くなった時点で存在した遺産ではなく、分割時に存在する遺産とされています。

例えば、被相続人Xが死亡したが、死亡時の遺産は預金500万円のみ、相続人はAとBで法定相続分は2分の1ずつ。死亡後口座が凍結していない状況で、AがBに無断で200万円を引き出し使い込んでしまった。というケースを考えてみましょう。

【改正前の遺産分割】

AとBが合意すれば、引き出された預金200万円を遺産に含めて遺産分割することができました。しかし、Aが合意に応じなければ、遺産分割の手続では、現存する300万円を150万円ずつ分割するしかありませんでした。これに不満であれば、BはAに対し、自分の預金の持分を侵害されたとして、Aに100万円(200万×1/2)の支払を求めて民事訴訟を提起する必要がありました。

【改正後の遺産分割】

この度の改正により、①被相続人が死亡し

てから遺産分割がされる前に遺産が処分された場合、相続人全員の同意があれば、処分された遺産を分割時に存在するものとみなし、分割の対象とすることができる。として従来の実務のあり方が明文化されました。更に②処分をした者が相続人である場合には、その相続人の同意は不要である。というルールが追加されました。本ケースでいえば、Bさえ同意すれば、引き出された200万円が分割の対象になります。その結果、遺産分割の対象となる遺産は、引き出された預金200万円と現存する預金300万円の計500万円となります。Bは、遺産分割の手続で250万円を取得することができ、民事訴訟を提起する必要はないこととなります。



相続の基礎知識

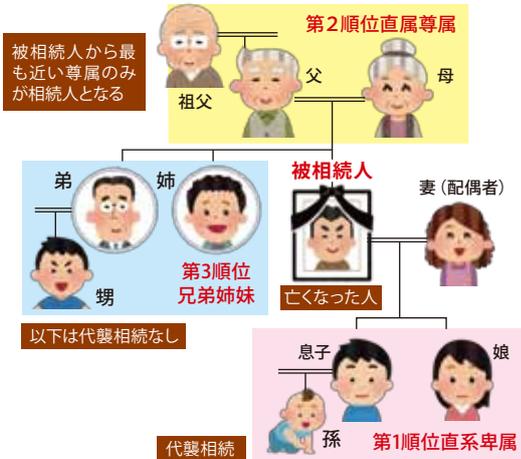
相続に関する基本的な事項について要点を説明します。

1 相続に関する法律用語

- ・被相続人 相続財産を遺して亡くなった人
- ・相続開始の時 被相続人が亡くなった時
- ・直系尊属 被相続人の父母・祖父母など
- ・直系卑属 被相続人の子・孫・ひ孫など

2 法定相続人

- (1)配偶者は、常に相続人となります。(2)の相続人がいれば、共同相続します。
- (2)配偶者以外の相続人は次の順に相続人となります。
- ①第1順位 直系卑属(子・孫・ひ孫など)
 - ②第2順位 直系尊属(父母・祖父母など)
 - ③第3順位 兄弟姉妹

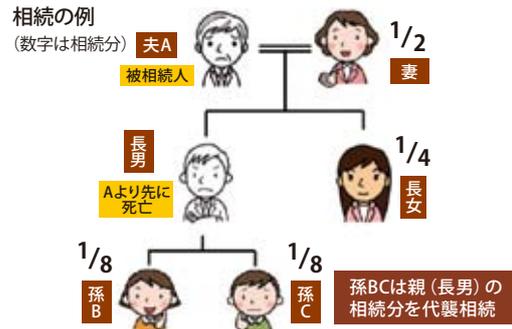


3 代襲相続

- (1)子の代襲相続
- ①子が、相続の開始以前に死亡していたときは、死んだ子(被相続人の孫)が親を代襲して相続人となります。
 - ②もし、孫が死亡している場合には、その子(曾孫)というように子孫に代襲相続が行われます。
- (2)兄弟姉妹の代襲相続
- ①兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡していたときは、死んだ兄弟姉妹の子(被相続人の甥・姪)が代襲して相続人となります。
 - ②ただし、甥・姪が死亡している場合には、その子は代襲相続できません(直系の場合と異なります)。

4 法定相続分

- (1)相続人が1人の場合は、その相続人が全相続財産を相続します。
- (2)相続人が複数いる場合は、以下の割合(法定相続分)で相続します。
- ①配偶者と直系卑属 配偶者 1/2、直系卑属 1/2
 - ②配偶者と直系尊属 配偶者 2/3、直系尊属 1/3
 - ③配偶者と兄弟姉妹 配偶者 3/4、兄弟姉妹 1/4
- ※配偶者以外の相続人が複数いる場合、その相続人間の相続分は均等です。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1です。



5 法定相続分と遺留分

兄弟姉妹以外の相続人には遺留分があります。遺留分の詳細は、P6をご覧ください。法定相続分と遺留分の簡易表は次のとおりです。

| 法定相続人 | 法定相続分 | 遺留分 |
|--------|--------------|-------------|
| 妻+子 | 妻1/2、子1/2 | 妻1/4、子1/4 |
| 妻+親 | 妻2/3、親1/3 | 妻1/3、親1/6 |
| 妻+兄弟姉妹 | 妻3/4、兄弟姉妹1/4 | 妻1/2、兄弟姉妹なし |
| 妻のみ | 妻全部 | 妻 1/2 |
| 子のみ | 子全部 | 子 1/2 |
| 親のみ | 親全部 | 親 1/3 |
| 兄弟姉妹のみ | 兄弟姉妹全部 | 兄弟姉妹なし |

(配偶者:妻、直系卑属:子、直系尊属:親と表示)

いつもK&Mレポートをご覧いただき、ありがとうございます。
 今回は、「相続に関する民法の大改正」について特集しました。
 ご要望があればお送りいたしますので、ご連絡下さい。

✉ kmreport@kmlaw.jp

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <http://www.kmlaw.jp/>
 ●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



- [札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060
- [岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階 TEL 0126-22-3380/FAX 0126-22-3188
- [滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号 TEL 0125-23-8455/FAX 0125-23-8448
- [苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

- [札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060
- [苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101